

国民生活基礎調査に係る匿名データの作成の論点（案）

平成 26 年 12 月 19 日

1. 匿名性及び有用性の確保

平成 10 年国民生活基礎調査（以下、「10 年調査」）及び平成 22 年国民生活基礎調査（以下、「22 年調査」）の匿名データ作成においては、過去に答申を得た平成 19 年国民生活基礎調査（以下、「19 年調査」）の匿名データ作成手法を用いつつも、社会情勢の変化や他調査の匿名データ作成方法を勘案し、以下の事項について、19 年調査の作成手法を変更することとしているが、匿名性及び有用性が確保されているか。

(1) しきい値基準に基づく上限値・下限値の設定

- ①10 年調査における畳数の上限値・下限値の設定は、適切か。
- ②22 年調査における家計支出額のトップコーディングは、適切か。

(2) 22 年調査において変更した匿名化措置

- ①こころの状態を原データのまま提供することは、適切か。また、19 年調査の匿名データを再作成する必要はないのか。
- ②「手助けや見守りの要する者の状況」における「主な介護者」のうち「その他の親族」を「その他」に統合して提供することは、適切か。

(3) 22 年調査において新たに把握された項目の匿名化措置

- ①「同居していない者の人数」の提供方法は、適切か。
- ②教育の「在卒の状況」の「在学したことがない」を「不詳」に統合して提供することは、適切か。
- ③「学校の種類」の提供方法は、適切か。
- ④検診や人間ドッグに関する事項の「医療機関への受診勧奨」、「医療機関への受診状況」の提供方法は、適切か。
- ⑤「がん検診受診状況」の提供方法は、適切か。

2. 前回答申における「今後の課題」への対応

19 年調査の匿名データ作成に関する答申において指摘された「今後の課題」について、

- ① 何らかの地域情報を付与することの妥当性と可能性を検討することについて、見送ることは適切か。世帯員単位でのリサンプリングの可能性を検討することについて、見送ることは適切か。
- ② 所得等の内訳や世帯員別の情報の提供の妥当性と可能性について、見送ることは適切か。
- ③ 匿名データの提供時期については、適切か。

また、新たに指摘すべき課題はないか。